

平成29年（ワ）第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇外

被告 長崎県外1名

意見陳述書

2019年11月18日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 平山博久

原告らの訴えを正面から受け止めてください

私は、本件審理を終えるにあたり、御庁裁判所が判決を下す前提として、ぜひ原告らの訴えを受け止め、これに正面から答えて下さることを切望します。

本件は、人格権等に基づく工事の差し止めの事件です。

原告らの訴えは、利水面・治水面において石木ダム関連工事の必要性・公共性はなく、覚書にも反するものであり、事実行為としての石木ダム関連工事が、原告らの人格権等を侵害するものであって違法である。よって、石木ダム関連工事は差し止められるべきである、というものです。

ここで改めて石木ダム関連工事によって何が失われるか、何が侵害されるか、に目を向けて下さい。

これまで、起業地で毎日生活を営んできた原告らは、長年、石木ダム事業及び関連工事によって日々の生活を翻弄され続けてきました。

本来、石木ダムに反対する運動やこの訴訟やその他石木ダムに関連する争訟に関わることなく、生業や趣味等で、より充実した人生を歩むはずだった人々も多数いますし、石木ダム関連工事の差し止め、事業中止の報を

聞くことなく、訴訟中に他界した原告らも複数名おります。

そのことは、これまで提出してきた書証、原告らの尋問、弁論の全趣旨に照らして明らかとなっております。

その、現地で生活してきた原告らがこれまで奪われてきたもの、さらにこのまま石木ダム関連工事が進んだ場合に、今後、奪われてしまうものは、本当に「財産的損失」という言葉で表されるのでしょうか。

土地代や家財などの財産的評価額を補償すれば、損失は補てんされており、損害はない、ということになるのでしょうか。

土地収用法によってそれらは全て評価され尽くしている、ということが出来るのでしょうか。

石木ダム関連工事の差し止めが認められなければ、これまで長年にわたって起業地の隅々に至るまで刻み込まれている、父祖伝来の「農耕」「文化」「行事」、人々の「喜怒哀楽」、人々の強い繋がりにより形成されてきた「社会」等そのすべてが奪われ、水の底に沈められ、二度と回復することができません。

今、起業地の自然の恵みを受け、笑顔で地面を駆け回っている子や孫たちの姿が、さらにこれからも当然のこととして何世代にもわたって引き継がれていくことに、何の疑問も持っていなかった原告らの当たり前な生活が、突然行政の手による石木ダム関連工事によって、一方的・強権的に奪い取られてしまうことに対する強い疑問と強い怒りを原告らが抱いているのは、あまりにも当然のことです。

しかも、その石木ダム関連工事に必要性・公共性がなく、且つ、過去に作成された覚書に反するものであれば、その疑問や怒りはなおさらではないのでしょうか。

裁判所におかれましては、その原告らの疑問や怒り、そして人格権を構成する奪われるもの一つ一つの訴えに正面から向き合い、その全てに正面からお答えいただくよう強くお願いするものです。

繰り返しますが、この裁判は、事業認定処分取消訴訟ではなく、人格権

に基づき石木ダム関連工事の差し止めを求める訴訟です。

ですから、土地収用法の法適合要件を満たすか否かにかかわらず、被告らの事実行為としての石木ダム関連工事が、人格権を侵害する場合には、人格権侵害による違法という観点からの差止が認められるべきです。

この点、被告らは、原告らが訴える人格権に差止を求める権利性はなく、石木ダムの必要性や公共性については事業認定処分取消訴訟で判断されるべきものである旨の反論をしています。

しかし、これまで申し上げた点を十分に検討いただければ、被告らの主張は形式論に拘泥したものに過ぎないことをお分かりいただけるものと思います。

すなわち、失われるもの一つ一つに正面から向き合う姿勢を持っていただければ、①平成30年2月7日に東京地裁判決で示された「包括生活基盤」が失われるという被害面において、原発被害と本件には何ら違いはないこと、②人格を維持、形成し、陶冶するという利益は、従前属していた包括生活基盤において継続的かつ安定的に生活する利益であり、人間の人格にかかわるものであるから、憲法13条に根拠を有する人格的利益として保障され、その権利が差止の根拠足り得ること、は明らかです。

原告らが二度と回復することができない立退きを強制され、その結果、奪われることになる「人としての尊厳」、「そこに生活する権利」が単なる「財産権」に過ぎないと評価することは事象の本質を見誤ったものと言わざるを得ません。

ところで、事業認定処分という行政処分においては、法適合要件が問題となるわけですから、いわゆる行政裁量を前提に、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったかを検討すべきである、という点はその通りでしょう。

しかし、「行政の広範な裁量権」という言葉だけが、勝手に独り歩きし、本来、客観的・科学的であるべき判断が、「裁量権」という言葉のなかでどこかに消えてしまうことは許されませんし、何より、本件では人格権を不可逆的に侵害することが「裁量権」という言葉で許容されるはずがあり

ません。

メディアの報道によれば、本年11月、長崎県河川課課長が、県議らとの意見交換会の中で、「去年、今年と大きな災害が起きている。追い風だ」という発言をしたとのことでした。

その後、長崎県は、「この発言は不適切であった」として撤回されたようです。この発言には、この訴訟に関わっている原告らだけでなく、誰しも怒りを覚えるはずです。

それは、第三者の生命・身体等の安全に対する侵害を石木ダム関連工事推進に利用する姿勢と言わざるを得ないからです。

発言が撤回されたとしても、この発言に見え隠れするのは、第三者の犠牲や当事者の権利侵害を厭わない起業者の石木ダム関連工事に対する姿勢・真意ではないでしょうか。

そして、そのような起業者が主体となった石木ダム関連工事は、現在も、日々進められ、原告らの権利侵害は日々継続しております。

御庁裁判所が判決を下されるにあたっては、今回の判断によって、原告らが先祖から受け継ぎ、将来への子、孫たちに引継いでいく生活をはじめて守ることができるのだということに充分配慮していただきますようお願いいたします。

そして、原告らがこの訴訟で裁判所に訴えかけた具体的事実を正確に把握し、事実を正面から受け止めた上で、原告らの怒りや疑問に対して正面から答えて下さる内容をもった判決を下さるようお願いいたします。

以 上